

## 第6章 目標値・評価指標等

### 1. 目標値・評価指標の設定

本計画については、本市の将来像を踏まえた「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を目指すことから、「コンパクトシティ」実現のために設定した「都市機能の誘導」及び「居住の誘導」と「ネットワーク」に関する目標値・評価指標を設定します。

#### (1) 都市機能の誘導に関する目標値・評価指標

拠点における便利で暮らしやすい生活環境を支えるものとして、市街地における現在の都市機能（生活サービス施設）の維持を目標とします。

定量的なモニタリング（定期的な数値の確認）を行うため、駅徒歩圏（半径 1km）内の施設立地状況を設定します。

	基準年次 平成 27 年 (2015)	目標年次 令和 22 年 (2040)
駅徒歩圏（1 km）における機能維持	<b>約 49% (*)</b>	<b>約 50%</b>

\* 「施設立地の状況」の表（23 ページ参照）より （矢板地区 88 + 片岡地区 29）÷ 市全域 241

#### (2) 居住の誘導に関する目標値・評価指標

都市機能の充実による暮らしやすい生活環境の効果と合わせ、居住の維持とさらなる移住・定住の促進により、矢板地区・片岡地区の人口集中度を 42%（基準年次 H27）から 50%（目標年次 R22）とし、市街地への居住促進を図ることを目標とします。

定量的なモニタリングを行うため、居住誘導区域における人口フレーム（60～61 ページ参照）を使用します。

	基準年次 平成 27 年 (2015)	目標年次 令和 22 年 (2040)
居住誘導区域人口	<b>14,137 人</b>	<b>13,350 人</b>

#### (3) 交通ネットワークに関する目標値・評価指標

拠点における都市機能及び居住の誘導と、拠点を中心とした全市的なネットワークを支えるものとして、公共交通の維持・充実を目標とします。

目標値・評価指標については、「矢板市地域公共交通網形成計画」における「公共交通利用者数」を使用します。基準年次・目標年次についても準拠するとともに、当該計画の改訂・見直し等と合わせ、本計画のモニタリングを行います。

	基準年次 平成 30 年 (2018)	目標年次 令和 6 年 (2024)
公共交通利用者数 （1 日当たり）	<b>74.5 人</b>	<b>80 人以上</b>

## 2. 評価方法

### (1) 期待される効果の検証

「目標値・評価指標」については定量的な効果を把握するもの（アウトプット指標）として設定し、さらに、それらが達成することで期待される効果（アウトカム指標）を設定します。

拠点の維持・充実による全市的な満足度を示すものとして、本計画の上位計画である「やいた創生未来プラン」の市民アンケートにおける「矢板市の住みよさについて」における結果を使用します。

目標値は設定されていませんが、本計画をはじめ本市のまちづくり全体の取組の成果として、基準値（令和元年度調査結果）より住みよいと感じる人が増えることを目指すものとし

	基準年次 令和元年(2020)	目標
矢板市の住みよさについて	約 60% (*)	基準値以上

\*選択肢「住みよい」「まあ住みよい」を合わせた割合

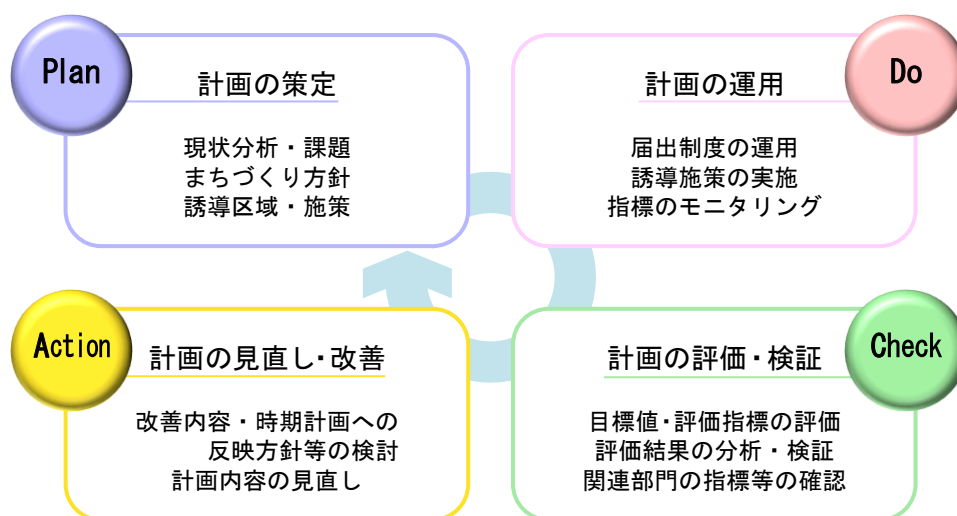
### (2) 計画の進行管理

本計画に位置付けた取組や指標データについては、進捗状況・時点データのモニタリングを実施するとともに、PDCAサイクルに基づき計画全体の進行管理を行います。

モニタリングについてはおおむね5年ごとの実施を行い、計画期間となる令和14年には次期計画の策定を行います。

なお、計画期間は令和14年までの10年間ですが、目標値・評価指標の目標年次は令和22年を目標年次とする約20年後と設定していることから、次期計画の見直しにおいては中間時点での評価とします。

#### 【PDCAサイクル】



### 3. 計画の運用


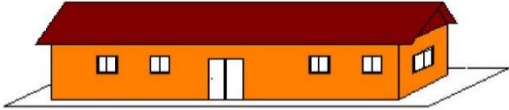


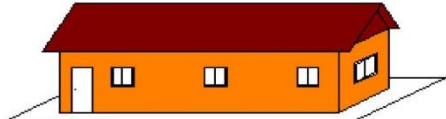
#### (1) 届出制度

都市機能及び居住の誘導に関しては、事前届出制度により誘導施設・住宅等の立地を管理します。

居住誘導区域外又は都市機能誘導区域外で以下の行為を行う場合に、着手する日の 30 日前までにその種類や場所について届出を行う必要があります。

#### ① 居住誘導区域外での行為の届出（都市再生特別措置法 第 88 条）

##### ア. 届出の対象となる行為

<p>開発行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為 【例：3 戸の開発行為】  届</li> <li>・ 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が 1,000m<sup>2</sup> 以上のもの 【例：1,300m<sup>2</sup>：1 戸の開発行為】  届</li> <li>【例：800m<sup>2</sup>：2 戸の開発行為】  不要</li> <li>・ 1,000m<sup>2</sup>未満であっても一体的な利用を行う土地等がある場合はそれも含めて判断し、1,000m<sup>2</sup>以上となる場合は対象とします</li> </ul>
<p>建築等行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 【例：3 戸の建築行為】  届</li> <li>【例：1 戸の建築行為】  不要</li> <li>・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅等とする場合</li> </ul>

イ. 届出書・添付図書

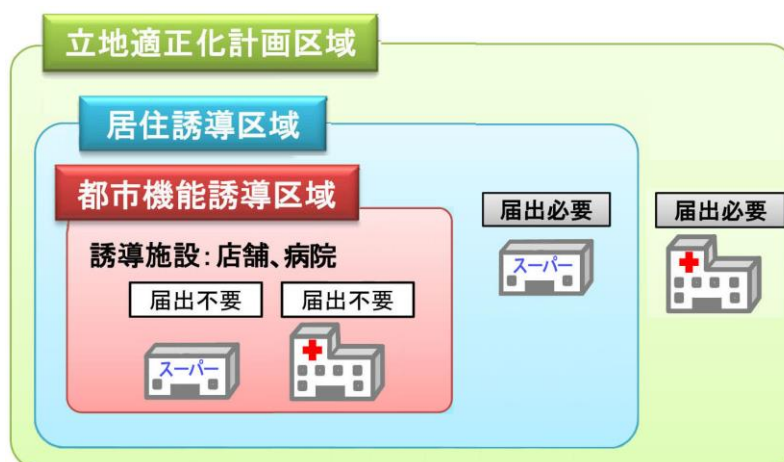
開発行為	<b>【届出書】様式1</b> <b>【添付図書】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域内の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）</li> <li>・設計図（縮尺 100 分の 1 以上）</li> <li>・その他参考となる事項を記載した図書</li> </ul>
建築等行為	<b>【届出書】様式2</b> <b>【添付図書】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）</li> <li>・住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）</li> <li>・その他参考となる事項を記載した図書</li> </ul>
上記の内容を変更する場合	<b>【届出書】様式3</b> <b>【添付図書】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記と同じもの</li> </ul>

② 都市機能誘導区域外での行為の届出（都市再生特別措置法 第 108 条）

ア. 届出の対象となる行為

開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導施設を有する建築物を新築する行為</li> <li>・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合</li> </ul>

【都市機能誘導に係る届出のイメージ】



- \* 「誘導施設」は都市機能誘導区域内であれば届出不要
- \* 「誘導施設」を都市機能誘導区域外に立地する場合は届出必要

イ. 届出書・添付図書

<p>開 発 行 為</p>	<p>【届 出 書】 <b>様式 4</b></p> <p>【添付図書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域内の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）</li> <li>・設計図（縮尺 100 分の 1 以上）</li> <li>・その他参考となる事項を記載した図書</li> </ul>
<p>建 築 等 行 為</p>	<p>【届 出 書】 <b>様式 5</b></p> <p>【添付図書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）</li> <li>・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 50 分の 1 以上）</li> <li>・その他参考となる事項を記載した図書</li> </ul>
<p>上記の内容を 変更する場合</p>	<p>【届 出 書】 <b>様式 6</b></p> <p>【添付図書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記と同じもの</li> </ul>

③ 都市機能誘導区域内での休廃止の届出（都市再生特別措置法 第 108 条の 2）

ア. 届出の対象となる行為

<p>休 廃 止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導施設を休止し、又は廃止する場合</li> </ul>
--------------	--

イ. 届出書・添付図書

<p>休 廃 止</p>	<p>【届 出 書】 <b>様式 7</b></p> <p>【添付図書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域内の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1,000 分の 1 以上）</li> <li>・休廃止の決定に係る図書</li> <li>・都市機能の用途及び面積がわかる書類等</li> </ul>
--------------	---

④ 勧告・あっせん

届出内容等が該当する誘導区域に影響する可能性がある場合、必要に応じ、届出者に対して勧告（開発規模の縮小や誘導区域内への立地等）を行うことがあります。

また、その場合、誘導区域内の土地の取得等について、あっせん（誘導施策の活用等）を行うことがあります。

⑤ 罰則

①～③の届出を怠った場合や虚偽の届出を行った場合は、罰則（都市再生特別措置法 第 130 条）が設けられています。

## (2) 届出様式

次ページより様式1～7の書式を掲載します。

- 様式1 : 居住誘導区域外の開発行為
- 様式2 : 居住誘導区域外の建築行為等
- 様式3 : 様式1・様式2の届出内容を変更する場合
- 様式4 : 都市機能誘導区域外の開発行為
- 様式5 : 都市機能誘導区域外の建築行為等
- 様式6 : 様式4・様式5の届出内容を変更する場合
- 様式7 : 誘導施設の休廃止

様式 1

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 矢板市長

届出者 住所

氏名

印

(担当者氏名・電話

)

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式 2

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、 { 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。  年 月 日  (宛先) 矢板市長  届出者 住所 氏名 印 (担当者氏名・電話 )	
1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。



様式 3

行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 矢板市長

届出者 住所

氏名

印

(担当者氏名・電話

)

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式 4

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 矢板市長

届出者 住所

氏名

印

(担当者氏名・電話

)

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式 5

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">{</div> <div style="margin-right: 5px;">誘導施設を有する建築物の新築</div> <div style="margin-right: 5px;">建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為</div> <div style="margin-right: 5px;">建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為</div> <div style="font-size: 2em; margin-left: 5px;">}</div> </div> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">年      月      日</p> <p>(宛先) 矢板市長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者 住所</p> <p style="text-align: right; margin-right: 150px;">氏名</p> <p style="text-align: right; margin-right: 200px;">印</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">(担当者氏名・電話</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">)</p>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式 6

行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 矢板市長

届出者 住所

氏名

印

(担当者氏名・電話

)

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

(宛先) 矢板市長

届出者 住所

氏名

印

(担当者氏名・電話

)

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1. 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

(名 称)

(用 途)

(所在地)

2. 休止（廃止）しようとする年月日

年 月 日

3. 休止しようとする場合にあっては、その期間

4. 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。